

資料3

量子科学技術研究開発機構部会（第4回）

平成29年6月23日

# 国立研究開発法人審議会について

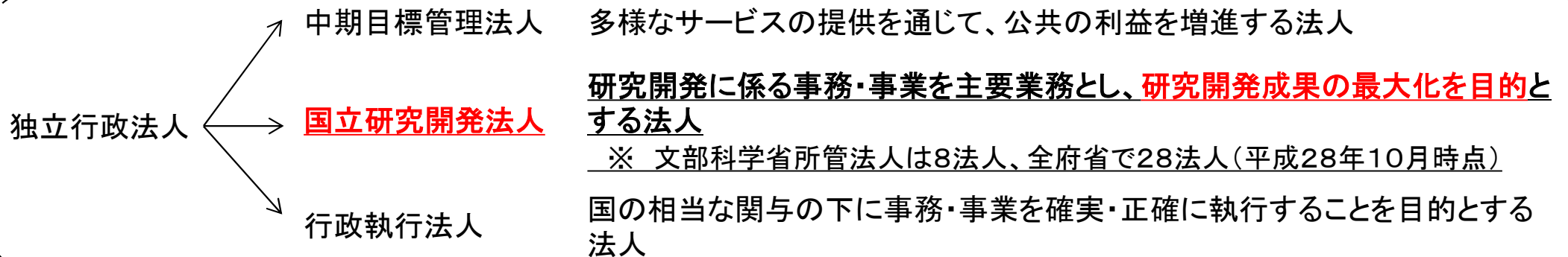
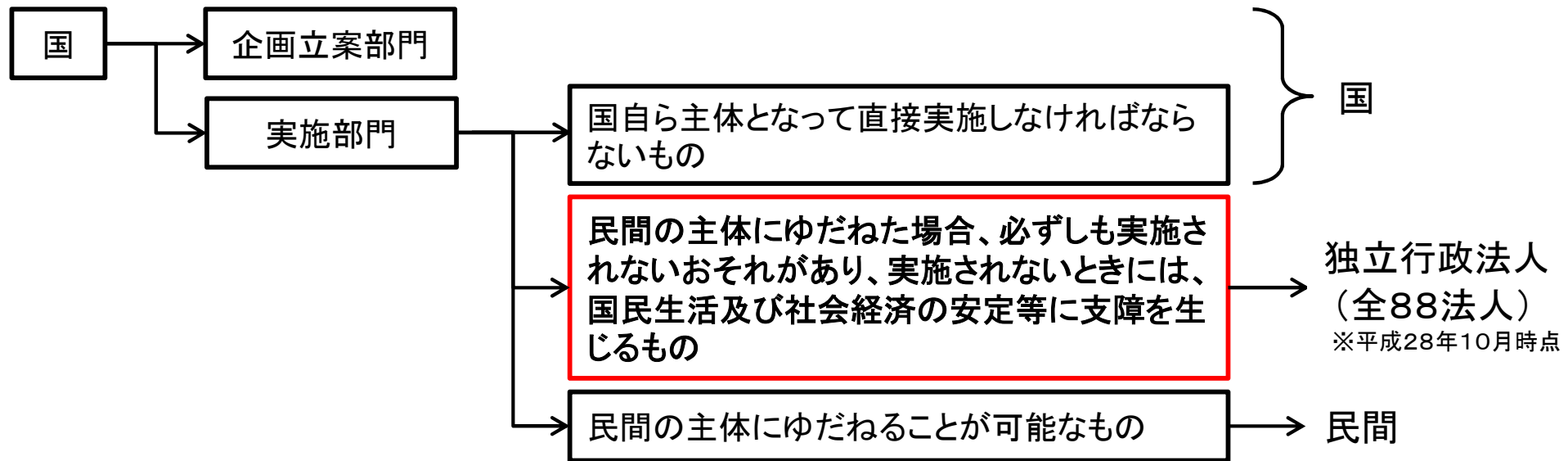
平成29年6月

量子科学技術研究開発機構部会事務局

（6月1日国立研究開発法人審議会における説明資料を一部改変）

# 国立研究開発法人制度について

- 独立行政法人(独法)は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれがあるものなどを実施。
- 研究開発を主たる事業とする独法は、研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等)から、「国立研究開発法人」として位置づけられ、研究開発成果の最大化が目的とされるなど、他の独法とは異なる法制上の措置が与えられている。



# 国立研究開発法人審議会について

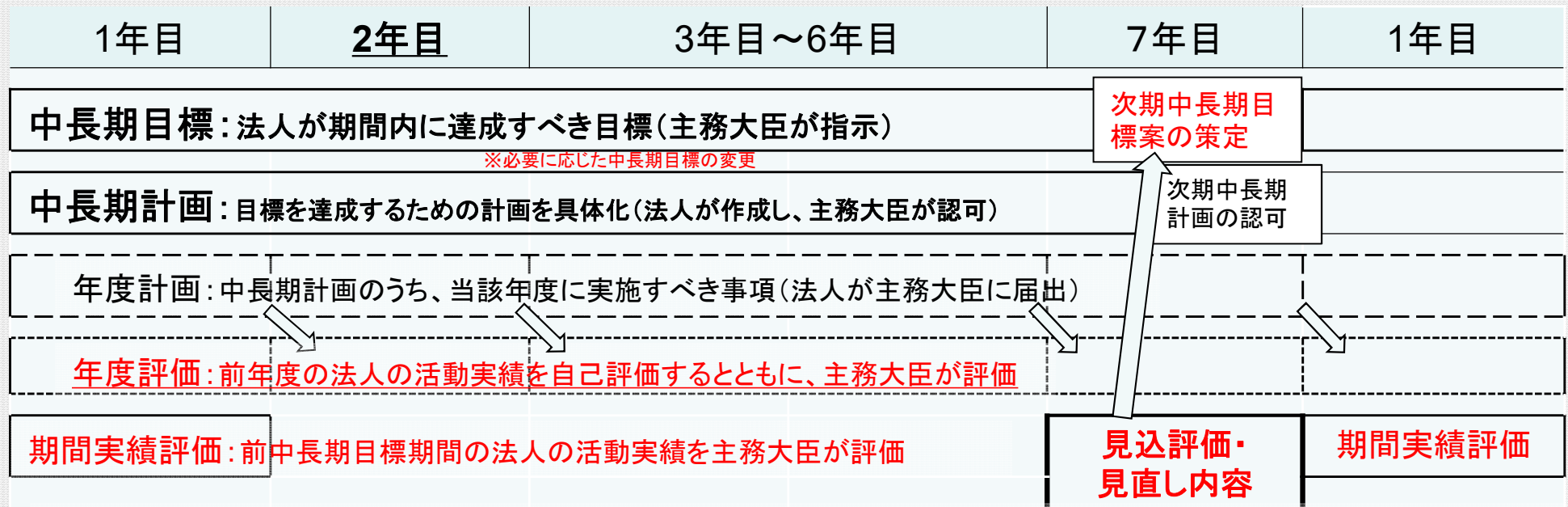
- 独法通則法（平成27年4月改正）に基づき、文部科学省に国立研究開発法人審議会を設置。
- 国立研究開発法人審議会の下に、文部科学省が所管する8つの国立研究開発法人に関する事項を審議する部会をそれぞれ設置。
- 国立研究開発法人審議会は、国立研究開発法人に関して、（1）中長期目標の策定等、（2）業務実績の評価、（3）組織・業務全般の見直しに当たって、科学的知見等に即して主務大臣（※）に助言。

※主務大臣：法人の目標を設定し、実績を評価。量研の場合文部科学大臣及び原子力規制委員会。

## 目標・評価のサイクル

※国立研究開発法人審議会は、赤字の箇所について主務大臣に助言する。（今年度は下線部を実施）

※評価、目標の策定については、必要に応じ総務省独立行政法人評価制度委員会が意見。



見込評価：目標期間の最終年度に、期間終了時に見込まれる業務実績を評価

見直し内容：見込評価で抽出された課題や法人を取り巻く環境変化等を踏まえ、業務・組織全般について検討

# 評価の進め方のイメージ

量子科学技術研究開発機構(量研)より、自己評価書の提出(6月末)

## 1. 事前送付

- 各委員に、量研が作成した自己評価書や補足説明資料等を送付

## 2. 部会

- (1) 量研から自己評価書等に基づいてヒアリング(7月7日)
- (2) 各委員の意見を集約 ※原子力規制委員会との調整を含む
- (3) 評価案について部会としての意見を取りまとめ(7月21日)  
※ 他の法人に共通すると考えられる課題(制度運用等)もあれば検討

## 3. 審議会(8月初め)

- (1) 部会長から、上記の意見について説明
- (2) 審議会として、業務の実績評価への意見を決定

## 4. 文部科学大臣及び原子力規制委員会による決定

- 審議会の意見を踏まえて、量研の業務の実績評価を決定

# 文部科学省所管の国立研究開発法人の評価に関する基準について

- ・ 評定区分は、S、A、B、C、Dの5段階。（Bが標準）
- ・ 研究開発に係る事務及び事業についての評定区分は以下のとおり。

国立研究開発法人の**目的・業務、中長期目標等に照らし**、法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて、

<b>S</b>	<p><b>特に顕著な成果</b>の創出や<b>将来的な特別な成果の創出の期待</b>等が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「<b>世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの</b>」、「<b>世界最高の水準の達成</b>」など</li> <li>・ 「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「<b>当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展</b>」など</li> <li>・ 「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「<b>研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会生活の向上に著しく貢献</b>」など</li> <li>・ 「マネジメント」や「人材育成」に関する評価軸であれば、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「<b>国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献</b>」、「<b>我が国において政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施</b>」など</li> </ul>
<b>A</b>	<p><b>顕著な成果</b>の創出や<b>将来的な成果の創出の期待</b>等が認められる。</p> <p>（S評定には至らないが、成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献）</p>
<b>B</b> （標準）	<p><b>成果</b>の創出や<b>将来的な成果の創出の期待</b>等が認められ、<b>着実な業務運営</b>がなされている。</p>
<b>C</b>	<p><b>より一層の工夫</b>、改善等が期待される。</p>
<b>D</b>	<p><b>抜本的な見直しを含め特段の工夫</b>、改善等が求められる。</p>

# 文部科学省所管の国立研究開発法人の評価の例(物質・材料研究機構)

平成27年度における業務の実績に関する評価  
 年度評価 項目別評価調書 主務大臣による評価 (抜粋)

S

1. 1. 1. 1 1) 先端的共通技術領域  
 物質・材料研究を進める上で共通的に必要となる計測技術等の分野において、世界初・世界最高水準の特に顕著な成果が数多く得られており、国内外の物質・材料研究における課題解決や科学技術イノベーションの創出に資する世界最高水準の先端的共通技術基盤を確立している。これまでに得られた成果や開発された機器の活用の在り方や新規技術展開の可能性の明確化、その発信・投稿によって、更なる成果の最大化に向けた取組を期待する。

【主な研究成果】

(1) 先端材料計測技術の開発と応用において、①当機構が発見した高温超伝導体を用いた固体NMRシステムにおいて世界最高磁場(1,030MHz)を達成するとともに、本分野の開発で最も高い世界シェアを有する企業と競合している国内企業と計測技術センターを設立、②約40年に渡って高性能が想定され、電子顕微鏡などの電子源として実現が期待されていたLaB6単結晶ナノワイヤの製法を確立したことにより、従来から飛躍的(100倍以上)の輝度を安定して実現

(2) 新物質設計シミュレーション手法の研究開発において、実材料・実デバイスの複雑な構造や現象を高精度で明らかにできる計算手法(オーダーN法第一原理計算手法)で、前年度までに達成した20万原子系の構造最適化・エネルギー固有値の計算における実用課題を解決

(3) 有機分子ネットワークによる材料創製技術において、工業用濾過フィルターへの応用につながることが期待される硬質カーボン製濾過フィルターを開発し、膜厚の最小化、高い耐圧性、水の透過流速の向上(脱塩性能の大幅な向上)を実現するとともに、量産化に目途をつけた。

A

1. 1. 1. 1 2) ナノスケール材料領域  
 世界トップクラスの波長分解能を有する赤外線検知素子の開発、市販品の10倍以上の閉鎖・接着効果を有する生体接着剤の実現、高感度・並列型分子センサー(MSS)に関する全国的なアライアンスの形成など、本分野を先導する顕著な成果を出し、その応用への可能性も示している。また、世界トップ1%論文数や論文被引用数も高い値を示している。  
 今後も、機構内他領域の装置の活用、若手育成、基盤技術から応用展開に向けたビジョンの明確化、重点分野へのリソース投入等を図りつつ、優れた成果が得られることを期待する。講演、海外著者を含む論文数等のデータの発信、NIMS発の論文を起点とした新たな分野の形成や他機関との連携等が期待される。

B

(標準)

1. 3. 2 研究者・技術者の養成と資質の向上  
 定年制研究職員の長期海外派遣、大学への講師派遣、エンジニアの計画的採用・研修の実施、目標を上回る水準での若手研究者の受入れなど、研究者・技術者の養成と資質の向上に着実に取り組んでいる。  
 今後の取組として、技術伝承の方策や技術者による活動についての整理が期待される。

# 文部科学省所管の国立研究開発法人の評価に関する基準について

- ・ 評定区分は、S、A、B、C、Dの5段階。（Bが標準）
- ・ 研究開発**以外**の事務及び事業についての評定区分は以下のとおり。

S	法人の活動により、中長期計画における所期の目標を <b>量的及び質的に上回る顕著な成果</b> が得られていると認められる（定量的指標においては対中長期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
A	法人の活動により、中長期計画における <b>所期の目標を上回る成果</b> が得られていると認められる（定量的指標においては対中長期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。
B (標準)	中長期計画における <b>所期の目標を達成</b> していると認められる（定量的指標においては対中長期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。
C	中長期計画における <b>所期の目標を下回っており、改善を要する</b> （定量的指標においては対中長期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。
D	中長期計画における <b>所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める</b> （定量的指標においては対中長期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。